

役員報酬規程

社会福祉法人 愛光会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛光会 定款第8条及び第22条により役員報酬に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(役員定義)

第2条 この規程でいう役員とは、定款第5条に規定された評議員及び定款第16条に規定された理事・監事並びに定款第6条第2項に規定された評議員選任・解任委員会委員、第三者委員、賞罰委員等をいう。(以下「役員」という。)

(役員報酬及び手当)

第3条 この規程において報酬とは、役員が職務執行した対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 2 理事長が法人及び施設運営のために、その業務に従事した場合は、「別表1」に掲げる報酬及び法人給与規程に準じ通勤手当を支払うことができる。
- 3 理事長以外の役員が法人及び施設運営のためにその業務に従事した場合は「別表1」に掲げる報酬を支払うことができる。

(賞与及び退職金)

第4条 賞与と退職金は、支給しない。

(休日及び勤務日等)

第5条 第3条第2項の理事長の出勤日及び就業時間については次のとおりとする。

休日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民の休日、理事長が申し出た日
勤務日	休日以外の日
勤務時間	9:00～12:00 ただし、業務上、勤務が必要な前項以外の日及び時間は、勤務するものとする。

(出張時の取り扱い)

第6条 出張時の取り扱いについては、別途定める社会福祉法人愛光会旅費支給規程(本部役員適用)によるものとする。

- 2 役員が理事会・評議員会・監事監査・内部監査・法人内合同行事「わくわく大会」・監事等研修会・法人内保護者並びに役職員合同研修会・第三者委員会合同会議・人権擁護実態調査・虐待防止及び相談・苦情等解決担当者研修、評議員選任・解任委員会等の出席に係る報酬については「別表2」に定める額とする。
ただし、理事長のみ本規程の報酬と旅費実費を支給し、出張時の報酬は支給しない。

(業務内容)

第7条 理事長の出勤日における業務内容等については「別表3」のとおりとする。

(報酬の支払い方法)

第8条 理事長の報酬は、前月21日から当月20日までの分について、当月25日（支払日が金融機関の休みと重なった場合は、支給日に最も近い金融機関の業務日）にその金額から政令で定めるところにより控除すべき金額を控除して、口座振込若しくは現金により本人に支給する。

2 理事長以外の役員への職務執行の対価として支給する報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して口座振込若しくは現金により本人に支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

2 50銭未満の端数については、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(適用除外)

第10条 施設・事業所の職員（パート職員は除く）を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第11条 当法人は、この規程を以って、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。

附則 第1次改正
この改正は、平成29年 4月 1日より適用する。

附則 第2次改正
この改正は、平成29年 8月26日より適用する。

別表1（第3条関係）

役員報酬等の額

職名	報酬
理事長	4,000円（時給）
理事長以外の役員等	10,000円（日給）

別表2（第6条関係）

出張時の報酬の額

職名	報酬
理事長以外の役員等	10,000円（一日）
	5,000円（半日）

別表3（第7条関係）

理事長の業務内容

1. 職員の任免（定款23条第2項に定める職員を除く）に関する事。
2. 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事。
3. 経理規程等各種規程に関する事。
4. 債務の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
5. 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
6. 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
7. 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
8. 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
9. 予算上の予備費の支出及び予算に定めた区分の金額の流用に関する事
10. 利用者の日常の支援に関する事。
11. 利用者の預り金の日常の管理に関する事。
12. 寄付金の受入れに関する決定
 - ただし、寄附金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く。
13. その他法人及び施設運営に重大な影響を及ぼさない法人の日常活動上必要な業務に関する事。